

茅野市内の建築関連申請等に係る申請書等の送付業務変更について

令和2年（2020年）5月26日

長野県諏訪建設事務所建築課

このことについて、建築基準法に基づく建築確認申請等に係る調査書等の発行並びに同上申請書等の送付業務に関して、今後、下記のとおり運用を行いますのでご協力をお願いします。

記

1 運用概要について（新旧対称表）

	新	旧 ※3
建築基準法に基づく申請 ※1 （し尿浄化槽設計概要書及び浄化槽設置届は除く）	(1)申請者(代理者)が茅野市担当課に提出 (2)茅野市担当課内で調査書等作成 (3)当所地区担当職員が、原則水曜日に茅野市担当課で受取り (4)上記(2)及び(3)によらない場合は、申請者(代理者)が貴担当課で受取り当所担当課に持込み	(1)申請者(代理者)が茅野市担当課に提出 (2)茅野市担当課内で調査書等作成 (3)茅野市担当課職員が当所担当課に随時持込み
都市計画法に基づく申請	(1)申請者(代理者)が茅野市担当課に提出 (2)茅野市担当課内で意見書等作成 (3)当所地区担当職員が、原則水曜日に茅野市担当課で受取り (4)上記(2)及び(3)によらない場合は、申請者(代理者)が貴担当課で受取り当所担当課に持込み	(1)申請者(代理者)が茅野市担当課に提出 (2)茅野市担当課内で意見書等作成 (3)茅野市担当課職員が当所担当課に随時持込み
長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定 ※2	(1)申請者(代理者)が茅野市担当課に提出 (2)茅野市担当課内で調査書等作成 (3)当所地区担当職員が、原則水曜日に貴担当課で受取り (4)上記(2)及び(3)によらない場合は、申請者(代理者)が貴担当課で受取り当所担当課に持込み	(1)申請者(代理者)が茅野市担当課に提出 (2)茅野市担当課内で調査書等作成 (3)茅野市担当課職員が当所担当課に随時持込み

※1 建築基準法に規定される許可申請を含む

※2 福祉のまちづくり条例届出及び低炭素法認定も同様

※3 「新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について」（令和2年4月17日付プレスリリース）の運用（郵送による提出）の実施前

2 開始時期

運用開始年月日は令和2年6月1日(月) 茅野市担当課受付からとします。

長野県諏訪建設事務所 建築課

(課長)米倉 雅博 担当:上野 徹(法規)、吉田 実季(地区)

電話：0266-57-2923 FAX：0266-57-2954

E-mail：suwaken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp